

鳥獣被害の現状と対策

令和3年4月
農林水産省 農村振興局

目 次

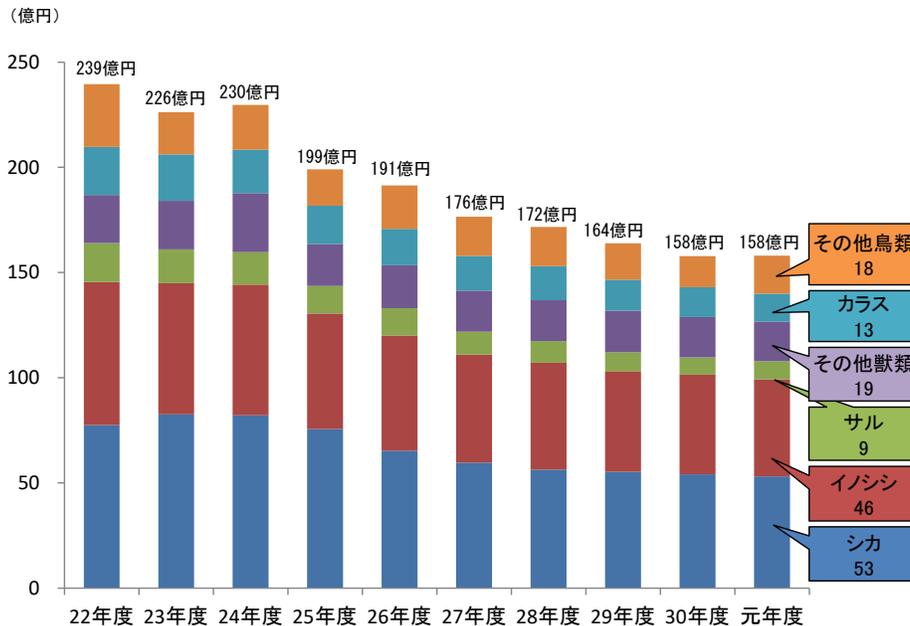
I 鳥獣被害対策について……………	1
II 鳥獣被害対策実施隊の設置等について……………	19
III 捕獲した鳥獣の食肉利活用について……………	31
IV 鳥獣被害防止に向けた取組事例……………	37

I 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は158億円(令和元年度)。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha(令和元年度)で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

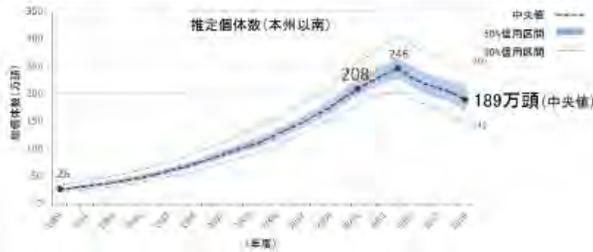
＜農作物被害額の推移＞



シカ、イノシシの個体数推定結果及び狩猟者の推移(環境省調べ)

個体数推定の結果(ニホンジカ)

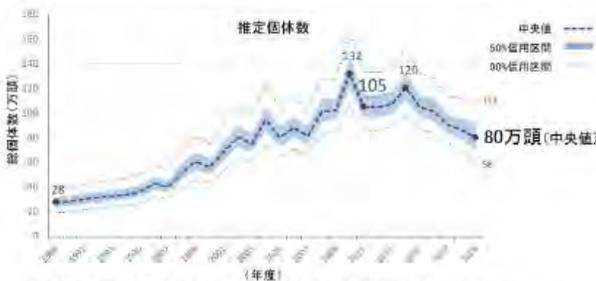
○平成元年度(1989)～令和元年度(2019)の捕獲頭数等から、北海道を除く全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ(本州以南)の個体数は、中央値で約189万頭(令和元(2019)年度末)となった。



※ 令和元年度(2019年度)の自然増加率の推定値は、中央値1.19(90%信用区間:1.11~1.27)
 ※ 50%信用区間:182~214万頭、90%信用区間:142万頭~260万頭
 ※ 令和元年度(2019年度)の北海道の推定個体数は、約67万頭(北海道資料)

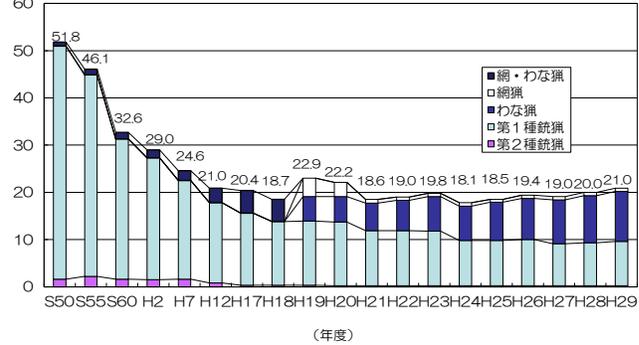
個体数推定の結果(イノシシ)

○平成元年度(1989)～令和元年度(2019)の捕獲頭数等から、全国の個体数推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で約80万頭(令和元(2019)年度末)となった。

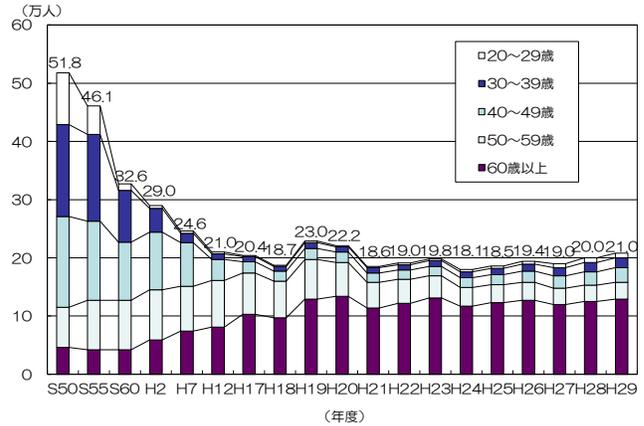


※ 令和元年度(2019年度)の自然増加率の推定値は、中央値1.67(90%信用区間:1.49~1.91)
 ※ 50%信用区間:70~92万頭、90%信用区間:58万頭~111万頭

全国における狩猟免許所持者数(免許種別)の推移



全国における狩猟免許所持者数(年齢別)の推移



抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月 環境省・農林水産省策定) 概要

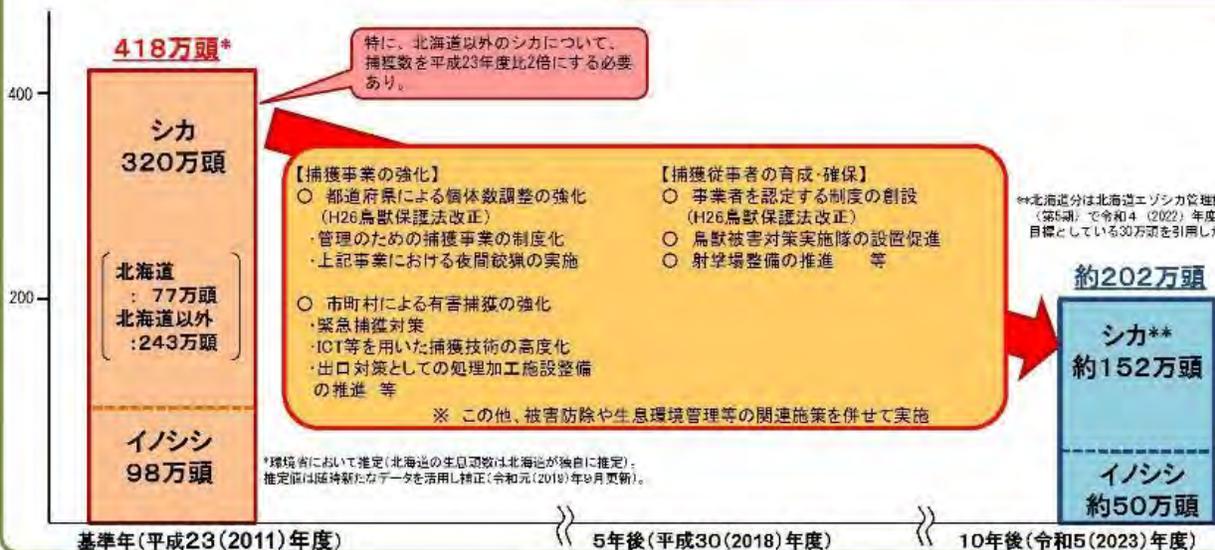
- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

シカ・イノシシ
生息頭数(万)

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



*環境省において推定(北海道の生息頭数は北海道が独自に推定)、推定値は随時新たなデータを活用し修正(令和元(2019)年9月更新)。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画(第5期)で令和4(2022)年度の目標としている30万頭を引用した。

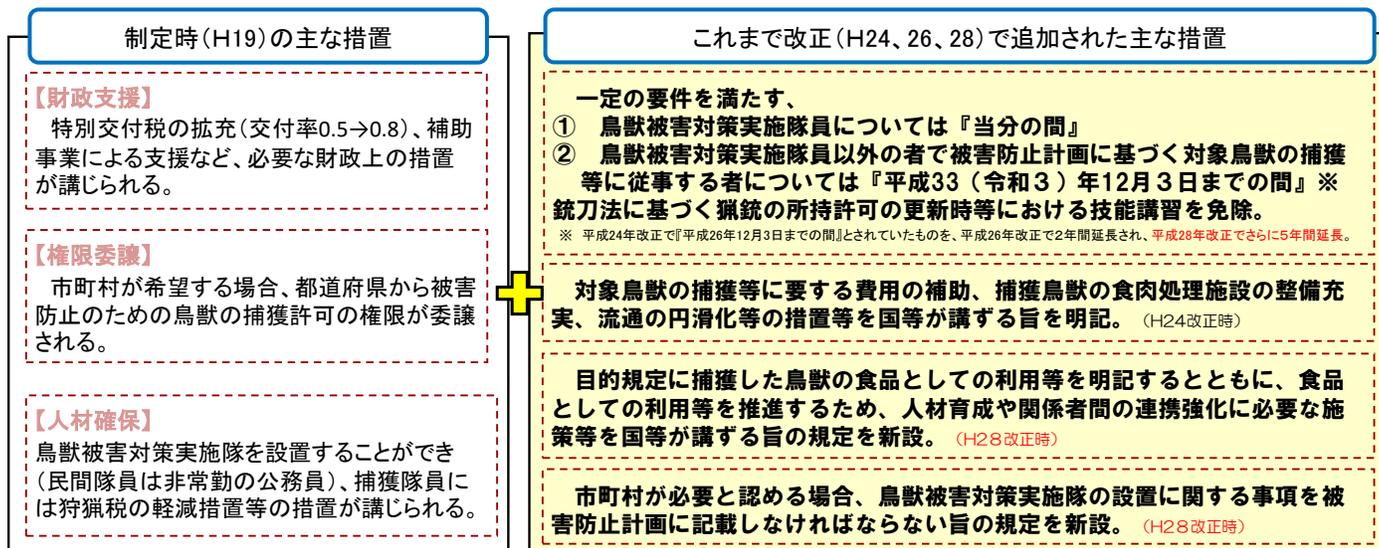
注) ニホンザル、カワウについても、それぞれ別途、加害群半減に向けた被害対策強化の考え方を策定(平成26年4月)。

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年及び28年に改正。
- この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。



<被害防止計画を作成した市町村に対し、必要な支援措置を実施>



○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費(交付率8割)	柵(防護柵、電気柵等)、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費(// 5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費(// 5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

(注)下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割

5

鳥獣被害対策実施隊の概要

<鳥獣被害対策実施隊の活動内容等>

- 活動内容:捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施
- <活動例>



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

- 隊員構成:市町村長が ① 市町村職員から指名する者
② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

■実施隊設置の必要な市町村の手続き:

- ①市町村長が隊員を任命又は指名する
- ②隊員の報酬や補償措置を条例等で定める

■実施隊員へのメリット措置:

主として捕獲に従事する隊員 → **狩猟税は非課税** (狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円)

民間の隊員(非常勤の公務員) → **公務災害が適用**

銃刀法の技能講習 → 一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

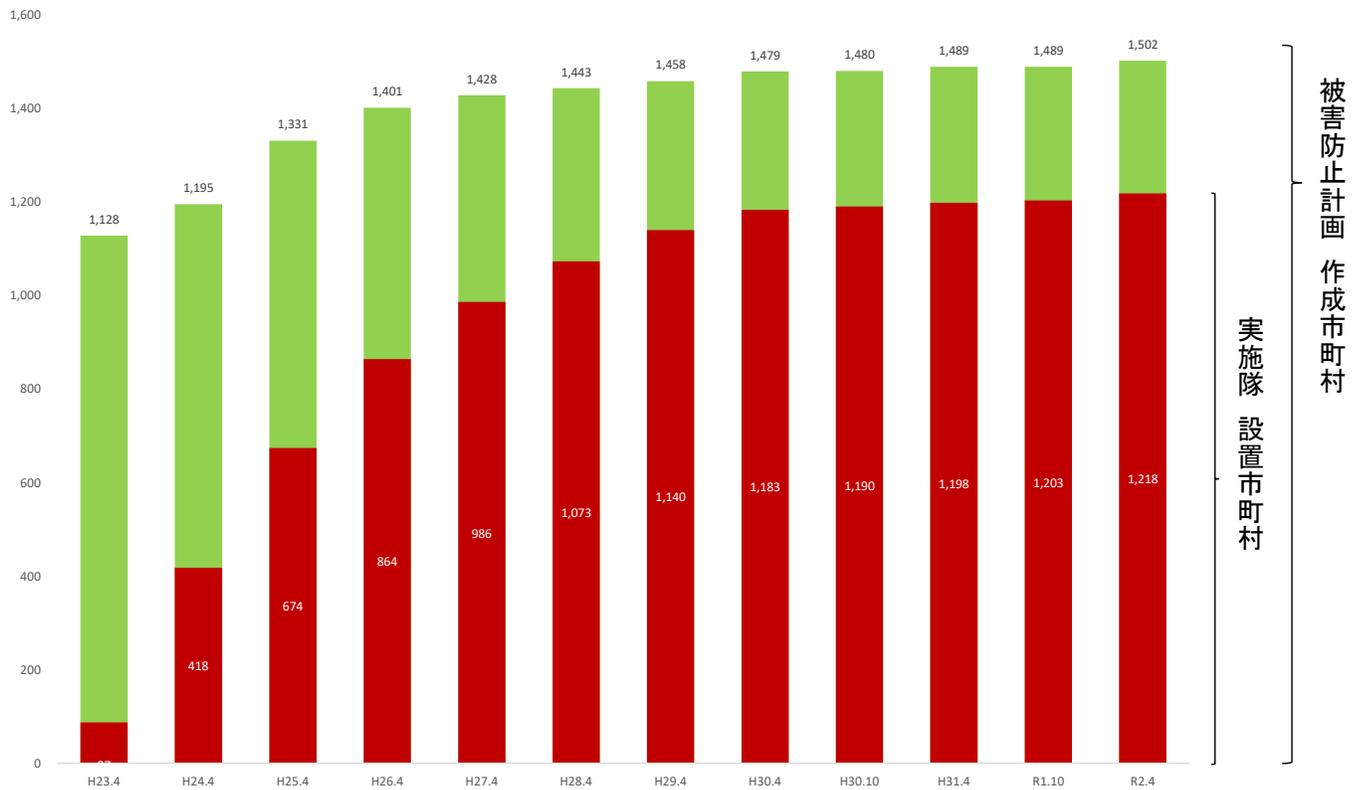
ライフル銃の所持許可 → 継続10年以上猟銃の所持がなくても、ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、
○ 狩猟税は半額に減免
○ **技能講習についてはH33(R3)年12月3日まで免除**
○ ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

6

鳥獣被害防止特措法に基づく 被害防止計画作成市町村数・実施隊設置市町村数の推移

(市町村数)

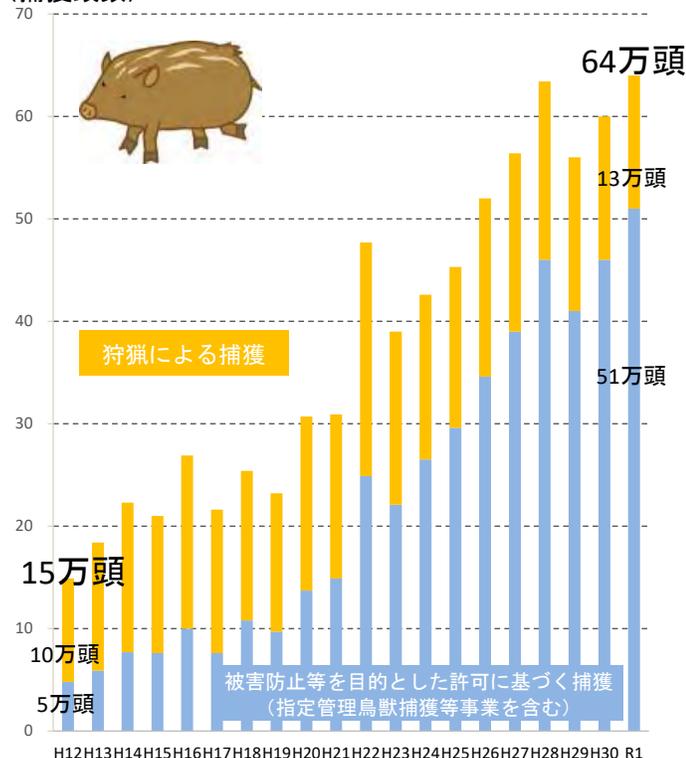


※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

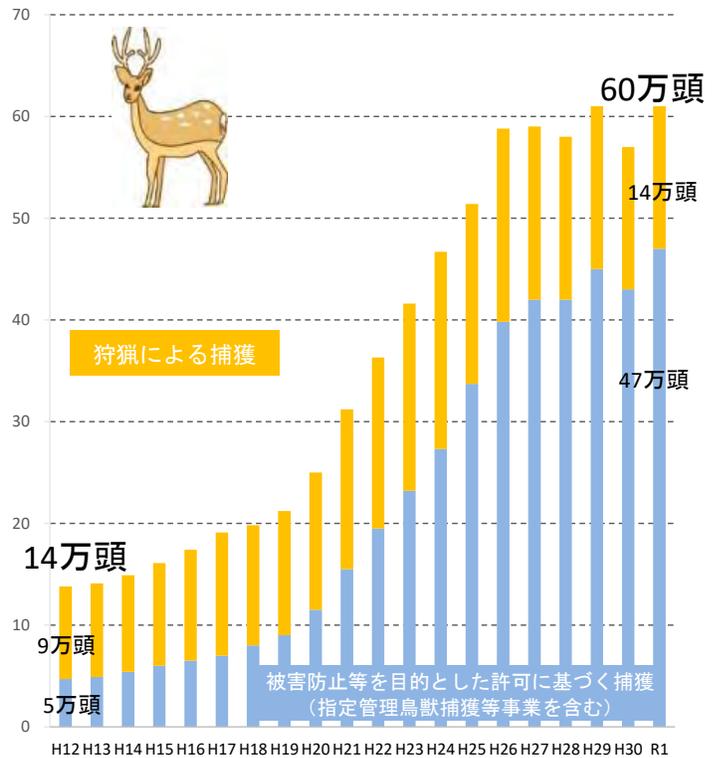
イノシシ、シカの捕獲頭数の推移(環境省調べ)

イノシシ

(捕獲頭数)



シカ



※ シカは北海道のエゾシカを含む数値。

※ シカ及びイノシシのR年捕獲数は速報値(令和2年9月10日現在)。捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

(出典)「捕獲数及び被害等の状況等」(環境省)を加工して作成

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエ活用に向けた取組等を支援します。

<事業目標>

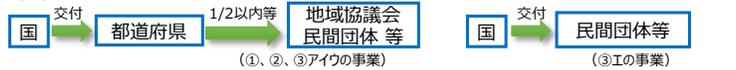
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動
 - ア 捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じた上限半備以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援）
 - イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援（限度額内で定額支援）
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）
- ③ ジビエ活用に向けた取組
 - ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備※（1/2以内）
 - イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援（限度額内で定額支援）
 - ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援（定額支援）

<事業の流れ>



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 予算額
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ活用への支援】

【捕獲活動の抜本的強化】

- ① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援
 - シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援
- ② 捕獲サポート体制の構築支援
 - 地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築

【ジビエ活用に向けた取組】

- ① 利用可能な個体のフル活用体制構築
 - 簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備
- ② 放射性物質影響地域における支援
 - 出荷制限解除に向けた検査費用の支援
- ③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援
 - 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

【鳥獣被害対策推進枠】

- 多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- 中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）

ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

○ ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。

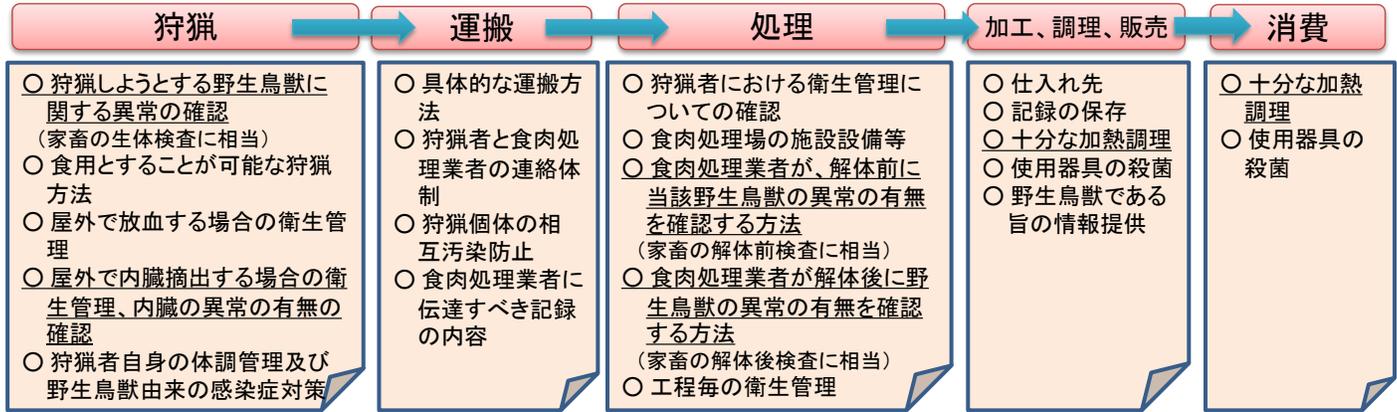


- 平成26年5月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進。（平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議）
- 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」において検討し、厚生労働省では、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定（平成26年11月）。
- 食品衛生法の改正（令和2年6月1日施行）により、野生鳥獣肉を処理する施設においてもHACCPによる衛生管理が義務付けられたため、ガイドラインを一部改正（令和2年5月28日）。

※1 令和2年6月1日から、1年間の経過措置期間が設けられており、本格施行は令和3年6月1日から。

※2 ジビエについては、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組む必要があり、参考となる衛生管理の手引き書が（一社）日本ジビエ振興協会において策定され、厚労省HPに公表。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の項目



衛生管理の技術を有する狩猟者と野生鳥獣肉を取扱う事業者とによる適切な衛生管理

食品衛生法に基づき都道府県等が条例により定めた管理運営基準（ソフト）
食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の許可と施設基準（ハード）

国産ジビエ認証制度

- ジビエの処理加工施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びピカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む処理加工施設を認証。
- また、認証を受けた処理加工施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- なお、エゾシカ肉処理施設認証制度と本制度の審査の同等性が認められたことから、令和2年4月に制度の一部を改正。

【制度制定までの経緯】

国産ジビエ認証制度制定に関する専門委員会の設置

＜平成29年度に3回開催し制度（案）を策定＞

目的：認証制度の基準（①認証機関の登録基準、②事業者の認証基準）の作成及び運営体制の構築

委員構成：捕獲から流通に至る関係団体等（オブザーバー：厚生労働省、農林水産省）

パブリックコメント（任意の意見募集）の実施
＜4/9～4/23＞

国産ジビエ認証制度の制定
＜5/18＞

【認証基準の主な項目】

1. 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守

＜チェックシートの項目＞

（厚労省ガイドラインを基に各県の認証を鑑み作成）
 捕獲時の状況確認
 搬入時のチェック項目
 放血状況の確認
 内臓摘出（屋内で行う場合・屋外で行う場合（※））
 内臓及び枝肉の異常の有無確認
 枝肉の洗浄、冷蔵
 細菌検査（自主検査）、金属探知機 等

2. 規定されたカットチャートの遵守

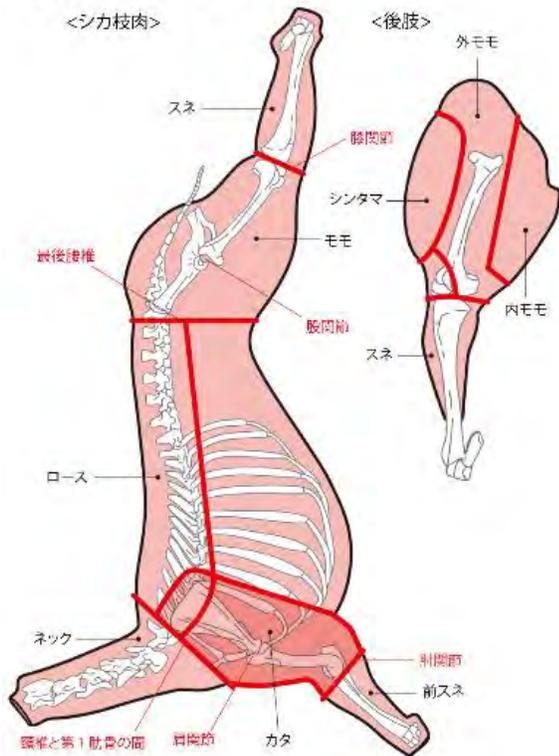
3. 規定された表示ラベル記載事項の遵守

4. 出荷する製品のトレーサビリティの確保

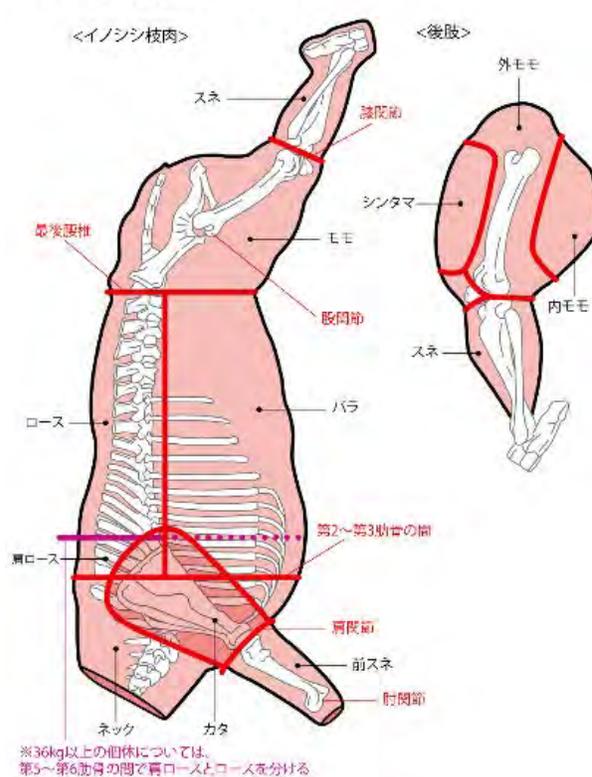
（※）一定の技術を有する捕獲者に限る。これに係る研修制度は、今後新たに設ける予定。

国産ジビエ認証制度【カットチャート】

【シカのカットチャート】



【イノシシのカットチャート】



13

国産ジビエ認証制度【包装されたジビエに表示するラベルの記載事項】

商品名：鹿肉ロース(スライス)

捕獲地：〇〇県

加熱用

内容量：500g

賞味期限(※)：〇〇〇〇.〇〇.〇〇

保存方法：-18℃以下で保存

加工者：

(名称)〇〇〇〇〇〇

(住所)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇

金属探知機：検査済み



2次元コード

2次元コードなどで示す情報

- ① 捕獲年月日
- ② 捕獲地域
例) 〇〇県 × × 町
- ③ 捕獲方法
例) 銃/くくり罠/箱罠など
- ④ 性別等
例) ♂/♀、幼獣/成獣
- ⑤ 体重(内臓摘出後)
- ⑥ 解体年月日
- ⑦ 加工年月日
- ⑧ 捕獲者
- ⑨ 個体識別番号
- ⑩ 認証施設・責任者
- ⑪ 電話番号

※賞味期限又は消費期限を表示

14